



令和4年度 障害児通所支援事業所研修会

こどもの安全・安心対策支援事業
(バスの安全装置導入支援など)

兵庫県福祉部ユニバーサル推進課

【参考】

保育所等におけるバス送迎に当たっての 安全管理の徹底に関する関係府省会議

- ・バス送迎に当たっての安全管理に関する具体的な対策等を示すため、国において「保育所等におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議」が設置
- ・検討状況について、HPに資料が掲載されるため閲覧可能

【参考】  内閣府
Cabinet Office

(https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen_kanri.html)

保育所等におけるバス送迎に当たっての 安全管理の徹底に関する関係府省会議

国において示された

○所在確認や安全装置の装備の義務づけ

○障害児通所事業所向け補助事業（予定）




以上について、次ページから解説

所在確認や安全装置の装備の義務づけ

1. 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

2. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等^(※1)の所在を確認 
- ② 送迎用バスへの安全装置^(※2)の装備 及び 当該装置を用いて、
降車時の①の所在確認  
- ※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。
※2 国土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。

3. 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※②については、経過措置あり

安全装置を用いた所在確認

安全装置の装備が困難な場合は、
代替措置で可

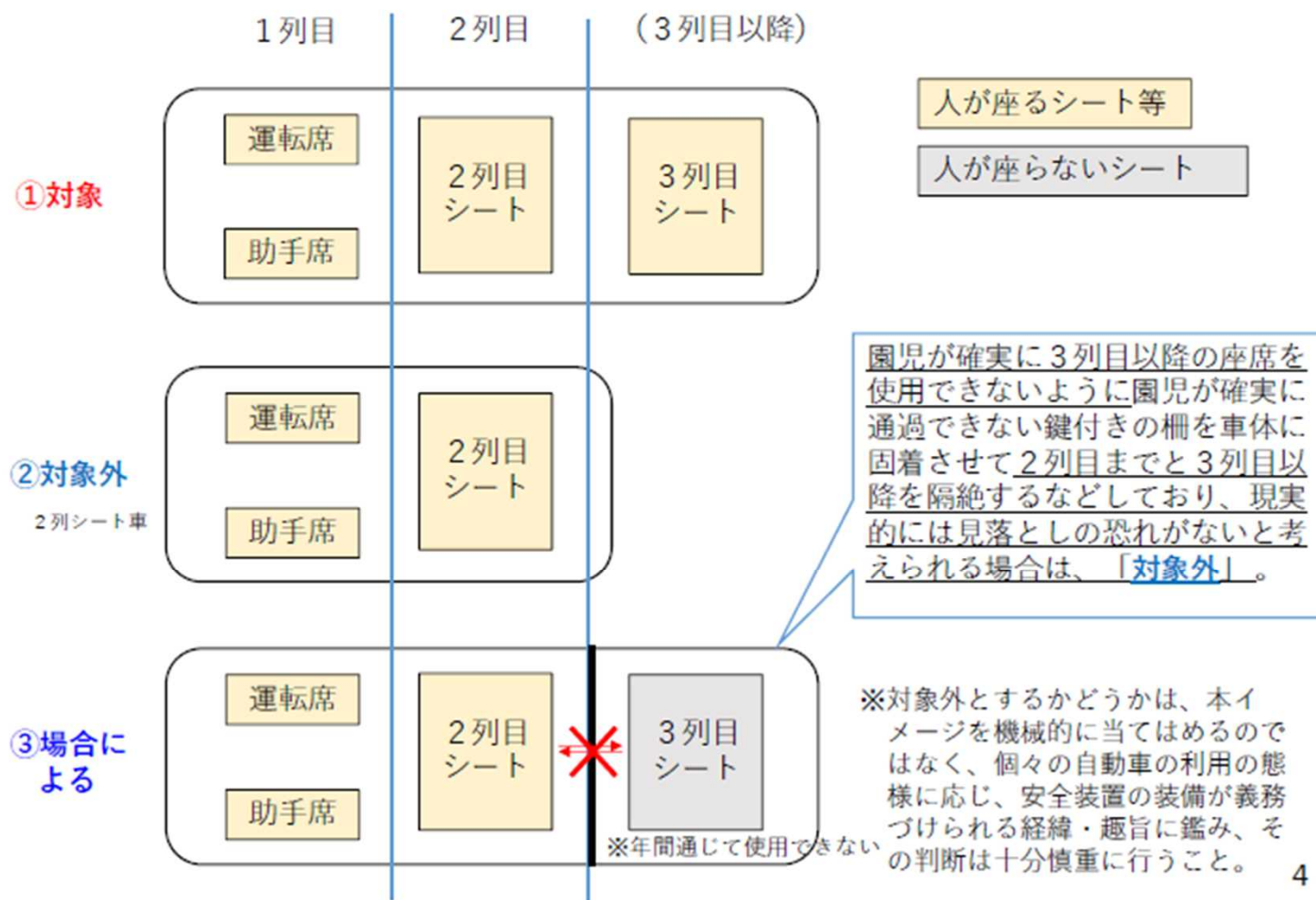
令和5年4月1日

令和6年4月1日

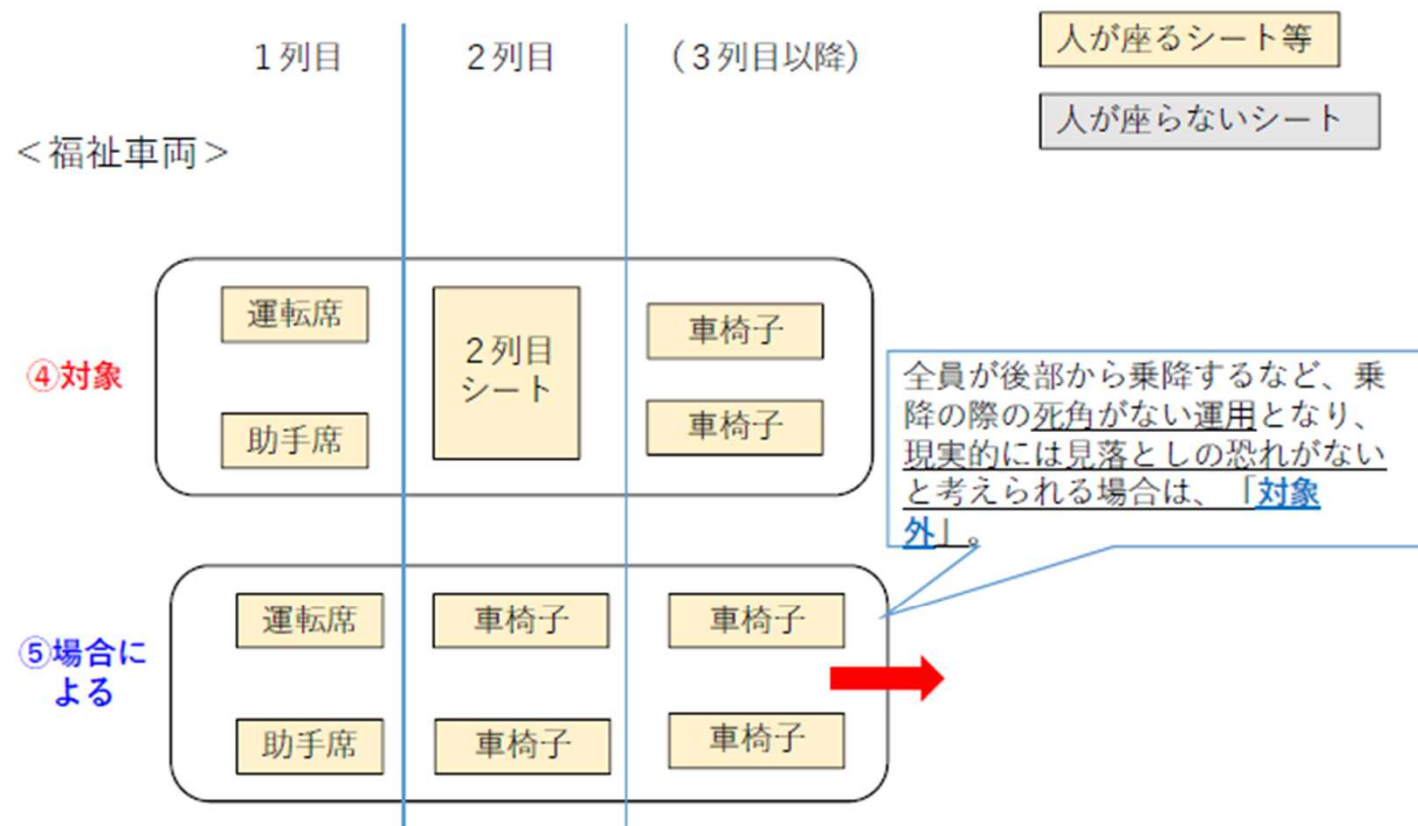
<代替措置の例>

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置

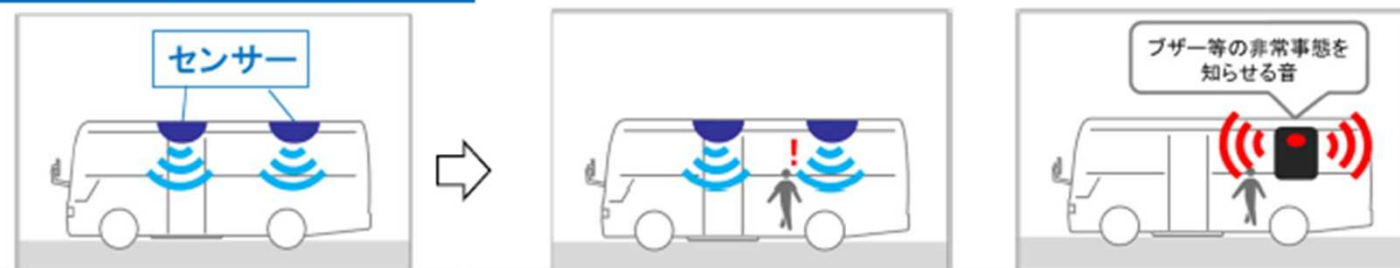


エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す**車内向けの警報**

車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると**警報が停止**

確認が一定時間行われな場合、**更に、車外向けに警報**

自動検知式の装置



エンジン停止から一定時間後に**センサーによる車内の検知を開始**

置き去りにされたこどもを検知すると、**車外向けに警報**

ガイドラインにおいて規定された主な要件

- ① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始

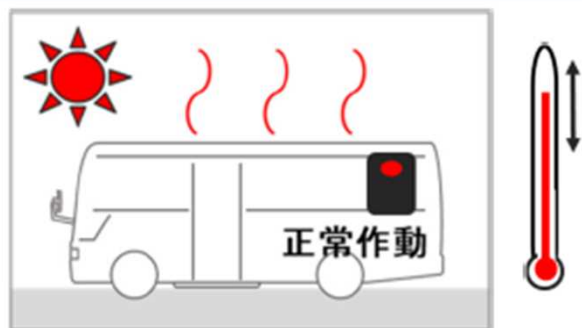


- ② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること



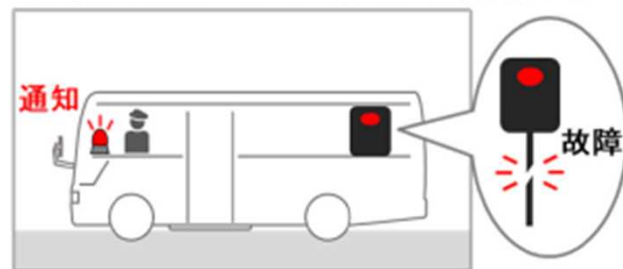
- ③ 十分な耐久性を有すること

例) -30~65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等



- ④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



○安全装置のリストについて

各メーカーからの申請に基づき、ガイドラインへの適合が確認された製品を掲載しています。

【令和5年1月27日時点】

認定番号	掲載日	製造メーカー名	装置名	装置の方式
A-001	令和5年1月27日	株式会社アルネット	AZ326C	降車時確認式
A-002	令和5年1月27日	株式会社アルネット	AZ426C	降車時確認式
C-001	令和5年1月27日	株式会社コアテックシステム	SBP005	併用式
C-002	令和5年1月27日	加藤電機株式会社	BS700S	併用式
C-003	令和5年1月27日	加藤電機株式会社	BS700M	併用式
C-004	令和5年1月27日	加藤電機株式会社	BS700C	併用式
C-005	令和5年1月27日	株式会社コアテックシステム	SBP006	併用式

※認定が得られた装置を随時追加します。

▶ 各製品の情報は[こちら](#)

安全装置リスト(1月27日時点) [\(PDF形式:36KB\)](#)  [\(Excel形式:32KB\)](#) 

こどもの安心・安全対策支援事業

〈障害者総合支援事業費補助金〉 令和4年度第2次補正予算額 33億円

1 事業の目的

- 障害児通所支援事業所に通う子どもの安全対策を強化するため、登園管理システムの普及、送迎バスの安全装置改修支援など、子どもの安全を守るための支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

(1)送迎用バスの改修支援

- 【概要】 障害児の送迎用バスへの安全装置の装備を支援
- 【対象】 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所
- 【補助基準額】 市場価格を踏まえ設定
- 【補助割合】 定額(事業者の負担を最小化するため市場価格を踏まえた定額を支援)

(2)登園管理システム支援

- 【概要】 適切な登園管理を行うため、施設の安全計画等において明記された登園管理システムの導入に必要な経費を支援
- 【対象】 児童発達支援事業所
- 【補助基準額】 1事業所当たり 20万円(併せて端末購入等を行う場合:70万円)
- 【補助割合】 国:3/5、都道府県・指定都市・中核市:1/5、事業者:1/5

(3)ICTを活用した子供の見守り支援

- 【概要】 ICTを活用した子供見守りサービスなどの安全対策に資する機器等を導入に必要な経費を支援
- 【対象】 児童発達支援事業所
- 【補助基準額】 1事業所当たり 20万円
- 【補助割合】 国:3/5、都道府県・指定都市・中核市:1/5、事業者:1/5

3 実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市

参考資料について

- 【参考資料1】 サービス等利用計画と個別支援計画等について
- 【参考資料2】 障害福祉サービス等情報公表制度について
- 【参考資料3】 自己評価結果公表について
- 【参考資料4】 事故等発生時の報告取扱要領について
- 【参考資料5】 第三者評価について
- 【参考資料6】 福祉事業所における事業継続計画（BCP）策定について
- 【参考資料7】 水防法・土砂災害防止法の改正について
- 【参考資料8】 兵庫県医療的ケア児支援センターの開設について

※受講後は下記URLから受講確認票を必ず提出してください！（3/17メ）

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1634013593692>